

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除)

- 第十三条 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度(当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人(当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)を合併法人とする単体間適格合併又は連結内適格合併に係る被合併法人の当該単体間適格合併の日前に開始した課税事業年度又は当該連結内適格合併(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。)の日の前日の属する課税事業年度(以下この項において「被合併法人課税事業年度」という。)を含む。)の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額(既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。)は、当該各課税事業年度(当該更正の日(当該更正が被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき当該単体間適格合併又は連結内適格合併の日前にしたものである場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併の日)以後に終了する課税事業年度に限る。)の所得地方法人税額から控除する。

2 省 略

(中間申告)

第十六条 省 略

2 5 省 略

- 6 第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に連結親法人(同項の法人に限る。)若しくは連結子法人(当該連結親法人の同項の課税事業年度開始の時(連結内合併により設立された連結子法人にあつては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのいずれか遅い時)から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。)を

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除)

- 第十三条 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度(当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人(当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)を合併法人とする単体間適格合併又は連結内適格合併に係る被合併法人の当該単体間適格合併の日前に開始した課税事業年度又は当該連結内適格合併(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。)の日の前日の属する課税事業年度(以下この項において「被合併法人課税事業年度」という。)を含む。)の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額(既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。)は、当該各課税事業年度(当該更正の日(当該更正が被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する課税事業年度に限る。)の所得地方法人税額から控除する。

2 同 上

(中間申告)

第十六条 同 上

2 5 同 上

6 同 上

合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあっては当該連結子法人を合併法人とする適格合併（合併法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあっては連結内合併及び当該連結子法人を合併法人とする適格合併（連結内合併を除く。）に限る。）が行われたとき又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二号から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一・二 省略

三 当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間 当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等をその計算の基礎となつた当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

7510 省略

（更正等の期間制限の特例等）

第二十六条 省略

2 前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定す

一・二 同上

三 当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間 当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等をその計算の基礎となつた当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

7510 同上

（更正等の期間制限の特例等）

第二十六条 同上

2 前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第一項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正があつた日」とする。

る更正があつた日」とする。
3 6 省略

(青色申告)

第二十七条 法人が法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の承認を受けている場合又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合には、これらの法人は、地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。))並びにこれらの申告書に係る修正申告書(次項において「地方法人税申告書等」という。)について、青色の申告書により提出することができる。

2 法人が法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。))又は同法第二百一十一条第二項の規定により同法第二百一十一条第一項の承認を取り消された場合には、同項の承認の取消に係る同法第二百一十一条第一項各号に定める事業年度又は同条第二項に規定する事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した地方法人税申告書等(納付すべき義務が同日前に成立した地方法人税に係るものを除く。))は、青色申告書(同項の規定により青色の申告書によって提出する地方法人税申告書等をいう。次項において同じ。))以外の申告書とみなす。

3 省略

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百十五条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七条 旧租税特別措置法第十条の四第一項の承認経営革新計画に係る承

3 6 同上

(青色申告)

第二十七条 法人が法人税法第四条の二又は第二百一十一条第一項(同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の承認を受けている場合には、地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。))、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。))並びにこれらの申告書に係る修正申告書(次項において「地方法人税申告書等」という。)について、青色の申告書により提出することができる。

2 法人が法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。))の規定により同法第二百一十一条第一項の承認を取り消された場合には、その取消に係る同法第二百一十一条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した地方法人税申告書等(納付すべき義務が同日前に成立した地方法人税に係るものを除く。))は、青色申告書(同項の規定により青色の申告書によって提出する地方法人税申告書等をいう。次項において同じ。))以外の申告書とみなす。

3 同上

附則

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七条 旧租税特別措置法第十条の四第一項の承認経営革新計画に係る承

認を施行日前に受けた個人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第三項中「事業所得に係る所得税の額」として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という）とあるのは「調整前事業所得税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ）」と、同条第四項中「事業所得に係る所得税額」とあるのは「調整前事業所得税額」と、同条第十項中「並びに」とあるのは「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の」とする。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十二條 旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項	省略	省略
第二項	法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十	調整前法人税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第

認を施行日前に受けた個人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第十項中「並びに」とあるのは「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の」とする。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十二條 同上

第二項	同上	同上
第四十二条の四	同上	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（第五

第五項	第四項	第三項			
省略	各事業年度において法人税の額	省略	法人税の額	法人税の額の額	<p>二条の四、第四十二條の五第二項、第三項及び第五項、第四十二條の六第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二並びに法人税法第六十七條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項</p>
省略	各事業年度において調整前法人税額	省略	調整前法人税額	調整前法人税額の	<p>租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで</p>

同上	同上			
同上	同上	<p>第四十二條の六第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二</p>		
同上	同上	<p>項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四</p> <p>第四十二條の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二條の九、第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十二、第四十二條の十二の二第二項、第四十二條の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十二の四並びに第四十二條の十二の五第七項及び第八項</p>		

2・3 省略

第十一項		第十項		第九項				
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四十二條の四 第十一項（第四十二條の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二條の五第五項
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	新租税特別措置法第四十二條の五第五項

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

2・3 同上

同上		同上		同上				
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四十二條の四 第十一項（第四十二條の四の二第七項
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	新租税特別措置法第四十二條の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の四の二第七項

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項	省略	省略
第二項	法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八條の九、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法	調整前連結税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第号）第八條の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう

第三十三条 同上

第二項	同上	同上
第六十八條の九	第六十八條の九	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の九
第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二	第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二	第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項

第十一項			第十項			第五項		第四項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第六十八條の九 第十一項（第六十八條の九の二 第七項の規定に より読み替えて 適用する場合を 含む。）第六十八條の十第五 項	省略	第二條第四号に 規定する附帯税 の額を除く 「調整前連結税 額」という
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	新租税特別措置法第六十八條の十第五 項	省略	同じ

同上			同上			同上		同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第六十八條の九 第十一項（第六十八條の九の二 第七項	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	新租税特別措置法第六十八條の九第十 一項（所得税法等の一部を改正する法 律（平成二十五年法律第五号）附則第 七十五條の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法第八條の規定 による改正前の租税特別措置法第六十八 條の九の二第七項	同上	

第十二項						省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

2・3 省略

(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十一条 省略

2 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(附則第六十三条第二項及び第六十五条第二項において「平成二十五年新震災特例法」という。)第十条の二の三第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の前である場合における当該避難解除区域等に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第三項中「同日」とあるのは、「同法の施行の日」とする。

(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十三条 省略

同上						同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

2・3 同上

(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十一条 同上

2 新震災特例法第十条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の前である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第三項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十三条 同上

2 平成二十五年新震災特例法第十七条の二の三第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の前日である場合における当該避難解除区域等に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日」とあるのは、「同法の施行の日」とする。

(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十五条 省 略

2 平成二十五年新震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の前日である場合における当該避難解除区域等に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日」とあるのは、「同法の施行の日」とする。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百六条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附 則

第六十三条 削除

2 新震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の前日である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十五条 同 上

2 新震災特例法第二十五条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の前日である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

附 則

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第六十三条 連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第四十二条の四の二(第七項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	第六十八条の九	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定
の二第一項		

	第六十八條の九第一項	による改正前の租税特別措置法第六十八條の九の二第一項
第十三項	前條第十一項	同法第六十八條の九第一項 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四第十一項
	第六十八條の九の二第八項第三号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八條の九の二第八項第三号 旧租税特別措置法第六十八條の九の二第八項第七号
	前條第十一項	新租税特別措置法第四十二條の四第十一項 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三條（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の四の二第七項

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第七十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第六十八条の九の二(第七項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	
前条第一項	同条第十一項
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(第十三項において「新租税特別措置法」という。)第六十八条の九第十一項
次条第八項第三号	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「旧租税特別措置法」という。)第六十八条の九の二第八項第三号
次条第八項第七	旧租税特別措置法第六十八条の九の二

	第八項第七号
第十三項 前条第十一項	新租税特別措置法第六十八条の第九第十一項
<p>「とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（同法第六十八条の九の二第七項）」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（同法第六十八条の九の二第七項）」と</p>	<p>「とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条）（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第七項</p>
<p>（同法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」と</p>	<p>（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」と、「第六十八条の九第十一項に」とあるのは「第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」と</p>

第一百七十七条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

（内国消費税等に関する特例）

第八十条 沖繩県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。

一・二 省 略

三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して四十八年以内に、沖繩県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置

四〇六 省 略

二〇一〇 省 略

第八十二条 沖繩県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して四十八年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更改若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二 省 略

（内国消費税等に関する特例）

第八十条 沖繩県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

一・二 同 上

三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して四十八年以内に、沖繩県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置

四〇六 同 上

二〇一〇 同 上

第八十二条 沖繩県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して四十五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更改若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二 同 上

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第一百八条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六六号)の一部を次のように改正する。

第十三条 省 略

2 法人である政党等は、消費税法(昭和六十三年法律第八八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。この場合において、法人である政党等が行う同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等(同法第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れについては、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 省 略

(内閣府設置法の一部改正)

第一百九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 省 略

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成三十年九月三十日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。

第十三条 同 上

2 法人である政党等は、消費税法(昭和六十三年法律第八八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。この場合において、法人である政党等が行う同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等については、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 同 上

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 同 上

2 同 上

期 限	事 務
平成二十九年三月三十一日	同 上

平成三十三年三月三十一日	省略
平成三十四年三月三十一日	省略

3・4 省略

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第二百二十条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「十年以内に開始した」とあるのは「に開始した」と、「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

255 省略

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二百二十一条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第六十五条 省略

2 電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第三号に規定するガスの炭酸化水素であつて関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一一号に掲げ

同上	同上
同上	同上

3・4 同上

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「九年以内に開始した」とあるのは「に開始した」と、「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

255 同上

(課税の特例)

第六十五条 同上

2 一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第三号に規定するガスの炭酸化水素であつて関税率法（明治四十三年法

る天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。)に
ついては、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免
除する。

(郵政民営化法の一部改正)

第二百二十二条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

(法人税に係る課税の特例)

第一百七十九条 省 略

25 15 省 略

16 連結子法人(法人税法第十二条第十二号の七に規定する連結子法人をい
う。以下この条において同じ。)である郵便貯金銀行が各連結事業年度
において第二百二十二条の規定に基づき交付する金銭の額は、同法第八十
一条の六第六項において準用する同法第三十七条第七項に規定する寄附
金の額に含まれないものとする。

17 26 省 略

(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部
改正)

第二百二十三条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措
置法(平成二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

(研究開発事業計画の認定)

第四条 省 略

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 省 略

五 第十一条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつ
ては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う研究開発事業以
外の事業の有無

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に
係る研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認
めるときは、その認定をするものとする。

律第五十四号)別表第二七一・一一号に掲げる天然ガスに該当するも
の及び同条第四号に規定する石炭をいう。)については、租税特別措置
法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

(法人税に係る課税の特例)

第一百七十九条 同 上

25 15 同 上

16 連結子法人(法人税法第十二条第十二号の七の三に規定する連結子法人
をいう。以下この条において同じ。)である郵便貯金銀行が各連結事業
年度において第二百二十二条の規定に基づき交付する金銭の額は、同法第
八十一条の六第六項において準用する同法第三十七条第七項に規定する
寄附金の額に含まれないものとする。

17 26 同 上

(研究開発事業計画の認定)

第四条 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合に
あつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う研究開発事
業以外の事業の有無

3 同 上

一〇四 省 略

五 第十一条に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

(統括事業計画の認定)

第六条 省 略

2 統括事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇四 省 略

五 第十一条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う統括事業以外の事業の有無

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る統括事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〇四 省 略

五 第十一条に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

(課税の特例)

第十一条

認定研究開発事業者(第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。)又は認定統

一〇四 同 上

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

(統括事業計画の認定)

第六条 同 上

2 同 上

一〇四 同 上

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う統括事業以外の事業の有無

3 同 上

一〇四 同 上

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

(課税の特例)

第十一条 認定研究開発事業者(第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従つて

設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。)又は認定統括事業者(第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。)の当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行う研究開発事業又は統括事業に係る所得については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定研究開発事業者又は認定統括事業者の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法人(当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外国法人の子会社等(当該外国法人がその総株主等の議決権の過

括事業者（第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従つて設立した国内関係会社に限り。以下この条において同じ。）の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法人（当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外国法人の子会社等（当該外国法人がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該外国法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。）とするものに限る。以下この条において同じ。）から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（主務大臣等）

第十五条 省 略

2・3 省 略

4 第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十一条における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第三項、第四条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第四項、第六条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百二十四条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

半数を保有していることその他の当該外国法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。）とするものに限る。以下この項において同じ。）から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（主務大臣等）

第十五条 同 上

2・3 同 上

4 第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十一条第二項における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第三項、第四条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第四項、第六条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 同 上

